☆世賜消費生活センターニュース 1月号☆

令和2年1月1日 置賜総合支庁総務課(置賜消費生活センター)発行

「見守り」と「気づき」で高齢者の消費者被害を防ぎましょう

高齢者の消費者トラブルが年々増加しています。中でも一人暮らしの高齢者や認知症等で判断力の低下している高齢者の消費者被害は、周囲の人が気づかないうちに被害が拡大しているケースも目立ちます。

事例1 認知症の高齢者が、自宅を訪問してきた複数の事業者から屋根 や外壁などの工事を次々と契約させられていた。

事例2 高齢の母の自宅に未開封のダンボール箱が置かれてあった。 中を開けてみると、一人では食べきれないほどの健康食品が 入っていた。 **☆**

高齢者の場合、だまされたことに気づきにくかったり、被害にあったことを恥ずかしく思って、誰にも相談しない傾向があります。

被害を防ぐために、高齢者と日常的に接する機会のある身近な人が変化に気づき、相談機関につなぐことが大切になります。





「見守り」と「気づき」のポイント



住まいの様子

- 口健康食品や真新しい布団など同じような商品が大量にないか。
- 口複数社から配達された新聞や景品類などがないか。
- □契約書、請求書などの書面や宅配の不在通知などがないか。
- 口通信販売のカタログやダイレクトメールが大量にないか。
- 口不自然なリフォーム工事をしていないか。
- □見かけない車や工事車両が停まっていないか。

本人の様子

- 口不審な電話のやり取りや電話口で困っていないか。
- 口生活費が不足するなど、お金に困っていないか。





生活安全情報

■ 南陽警察署生活安全課から

最近、「訴訟最終告知のお知らせ」など と題した葉書が送られてきたとの相談が 多数寄せられています。

これは「法務省民事訴訟告知センター」などの実在しているかのような嘘の組織をかたり、さまざまな方法でお金を振り込ませるといった詐欺の手口です。



これらの詐欺の手口は多岐にわたり、年々多様化・巧妙化しています。 犯人は人をだますプロの犯罪集団です。不審な葉書や電話があったときは、 すぐに家族や警察に相談しましょう。

消費生活のトラブルは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください

各市町の相談窓口

・米沢市消費生活センター 0238(40)0525 ・川西町住民生活課 0238(42)6616

・長井市消費生活センター 0238(87)0682 ・小国町町民税務課 0238(62)2260

·南陽市市民課 0238(40)8255 ·白鷹町町民課 0238(85)6131

·高畠町生活環境課 0238(52)1577 ·飯豊町住民課 0238(87)0514

県の相談窓口(置賜地域)

・置賜消費生活センター 0238(24)0999

消費者ホットライン

188

電話番号3桁を押してください。

い や や お近くの消費生活センターや消費

生活相談窓口を御案内いたします。

1月・2月の消費生活法律相談

1月 9日(木) 13:30~15:30

2月 6日(木) 13:30~15:30

*弁護士が無料でアドバイス(30分)

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電 話:0238(24)0999

FAX: 0238 (26) 6072